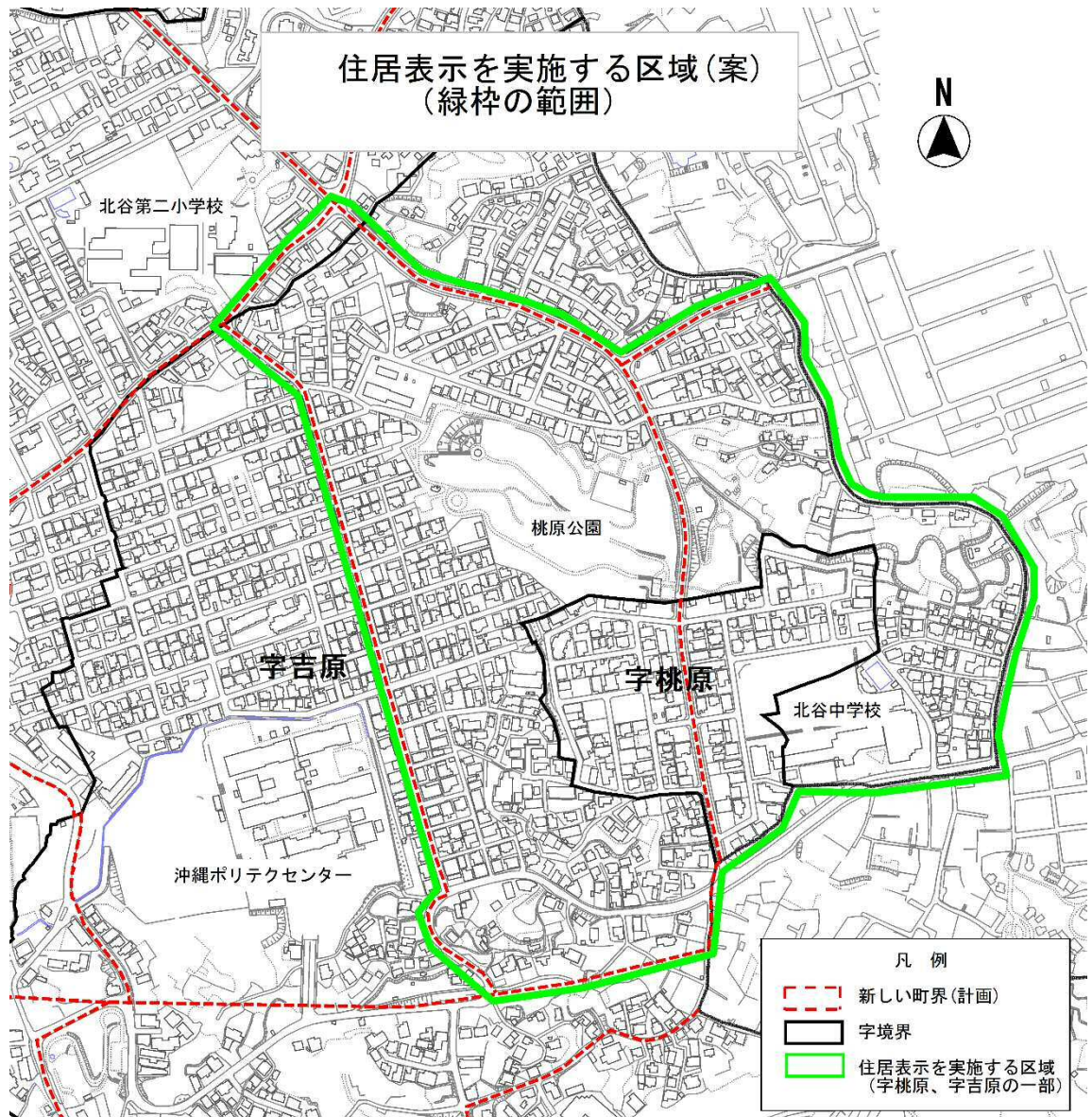


北谷町住居表示ニュース 第1回

北谷町ではわかりやすい住所となるよう住居表示制度を導入することになりました。この制度を皆様へ知って頂くため、“北谷町住居表示ニュース”として不定期配信していきます。

Q1. どこから始めるの？

A1. 字桃原および字吉原の一部を予定しております。



Q2. 住居表示って何？

A2. 現在の住所の表し方を変えるものです。現在の住所は**土地の地番**による**住所の表し方**となっています。これを一定の基準により**建物に順序よく住居番号**をつけて住所とするものです。

Q3. いつから始めるの？

A3. 2020年秋ごろを予定しています。なお、具体的な日にち（住居表示実施日）はこれから決めていきますので、その際に再度お知らせいたします。

Q4. 住居表示したら何が変わるの？

A4. 住所、本籍、不動産の表し方が変わります。

1. 住所の表し方

【旧】 北谷町 字〇〇 ●●●番地●●



【新】 北谷町 □□一丁目 △番 △号

新しい町名 街区符号 住居番号

2. 本籍の表し方（実施区域内に本籍がある方のみ）

【旧】 北谷町 字〇〇 ●●●番地●●



【新】 北谷町 □□一丁目 ●●●番地●●

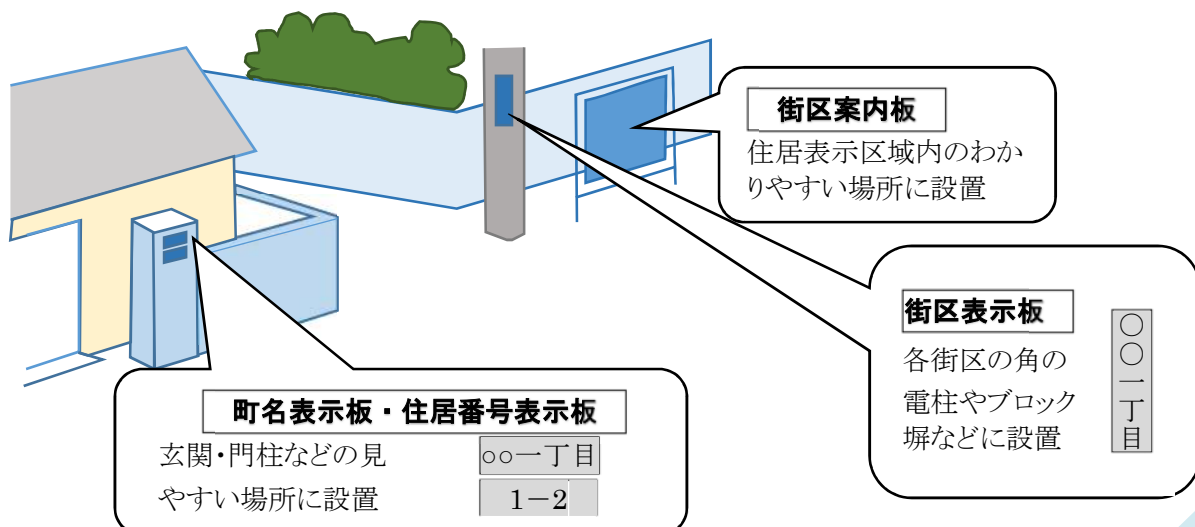
3. 不動産の表し方（実施区域内に不動産がある方のみ）

【旧】 北谷町 字〇〇 ●●●番●●



【新】 北谷町 □□一丁目 ●●●番●●

各建物に表示板がつきます。



Q5. 住居表示はなぜするの？

- A5. 現在、北谷町の住所の表し方は土地の地番によって住所を表しています。しかし、土地の地番は分筆・合筆を繰り返すことにより枝番が増えて住所が複雑になったり、大きな土地に複数の建物が建つ場合、同じ住所となってしまう場合があるため、わかりにくくなってしまうます。その結果、郵便物などが間違って配達されたり、緊急時や災害時などの急を要するときに、その建物にたどり着くのに時間がかかってしまうこともあります。これを解消するため、「住居表示に関する法律」に基づき住居表示を実施し、道路や河川で「丁目」の境界を定め、誰にとってもわかりやすい住所となることをめざします。なお、住居表示をすることで、
1. 土地の分合筆が起きても複雑な住所とはならない。
 2. 初めての来訪者でも容易に到達しやすくなる。
 3. 配達・郵便などの効率化。
 4. 救急車、消防車などの緊急車両が目的地への到着が早くなる。
- などが期待できます。

Q6. 自治会や学校区も変わるの？

- A6. 住居表示は住所の表し方についての制度であり、自治会や学校区は変わりません。

Q7. 自治会の境界を町界にできないの？

- A7. 自治会の境界は現在の字の境界同様、道路や河川上になく、また、個人の敷地を通る箇所もあるため、来訪者にとって、わかりにくいままとなっています。

Q8. 手続きするものはあるの？

- A8. 住居表示実施日以降、住民基本台帳や選挙人名簿などの役場にある公簿類の住所は自動的に変更されますが、以下のものについては、個人で住所変更の手続きが必要となります。手続きについてご不便やお手間をおかけ致しますが、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

手続きが必要となるもの

1. 自動車運転免許証・自動車車両検査証
2. 土地・建物の不動産登記簿の所有者の住所欄
3. 商業登記簿・法人登記簿
4. 免許・登録証や契約されているもの。または住所の届出をされているものなど。
 - ・資格免許証、登録証など
5. 役場・保健所等が発行する証明書等
 - ・住基カード・マイナンバーカード

第2回 予告・・・町界（まちかい）ってなに？
町名（まちめい）ってなに？

第1回 北谷町住居表示ニュース 平成31年1月

お問い合わせ
北谷町役場都市計画課計画係
直通：098-982-7703
FAX：098-926-2174